

官報

号外

昭和五十九年六月十五日

○第百一回 衆議院會議録 第二十九号

昭和五十九年六月十五日(金曜日)

議事日程 第二十五号

昭和五十九年六月十五日

午後一時開議

第一 湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

中曾根内閣總理大臣の歸國報告についての發言
日程第一 湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(福永健司君) これより會議を開きます。

内閣總理大臣の發言(歸國報告について)

○議長(福永健司君) 内閣總理大臣から、歸國報告について發言を求められております。これを許します。内閣總理大臣中曾根康弘君。

〔内閣總理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣總理大臣(中曾根康弘君) 私は、今般、国会のお許しを得て六月七日から九日まで英国ロンドンにおいて開催された第十回主要国首脳會議に安倍外務大臣及び竹下大蔵大臣とともに出席し、引き続き英国公式訪問の後、六月十三日に歸國いたしました。

ここに、その概要を御報告申し上げます。

今次ロンドン・サミットは、米國を中心とする景氣回復の本格的な進行もあって基調としては明るいサミットになることが予想されていましたが、他方、米國の財政赤字や高金利問題、累積債務問題、自由貿易体制の維持強化等、全世界が注目している重要な問題についての力強い対応が求められるという背景のもとに開かれたのであります。また、國際政治の面においては冷戦化した東西關係、イラン・イラク紛争の激化といった事態に對し、サミット諸國がいかに対応するかが注目されていたところであります。

私は、今次サミットに臨むに当たり各党党首の方々の御意見を承ったところでありますが、経済

分野では、自由貿易体制の強化、開發途上國との關係の緊密化、經濟の構造調整を図ることによる市場經濟機能の活性化、政治面では、經濟繁榮の基礎となる平和の問題、西側諸國の結束強化と東西關係及びイラン・イラク紛争等に重点を置き、我が國の考え、政策を主張し、参加首脳との討議に積極的に参加した次第であります。

サミットの具體的成果は、經濟宣言、民主主義の諸価値に関する宣言、東西關係及び軍備管理に関する宣言、國際テロリズムに関する宣言の四つの宣言及びイラン・イラク紛争に関する議長声明という形で取りまとめられたところであります。が、これらを通じ今次サミットに課せられた課題は達成され、世界經濟の展望に確信を持つとともに、平和へ向けての西側諸國の結束を一層強固なものにして得たと評価する次第であります。

まず、ロンドン經濟宣言についての所見を申し上げます。

第一に、經濟政策全般の分野においては、我々先進諸國がインフレなき持続的成長を一層確実なものとするため、なお格段の政策努力を重ねなければならぬことを合意し、さらにその成果を開發途上國に均てんしていく必要性につき意見の一致を見たのであります。この関連で私は、景氣が好転した今こそ、中長期の政策目標として財政赤字の削減を初め産業構造改革等の構造調整問題に取り組むべき旨發言した次第であります。經濟宣言の中で労働市場の硬直性、構造的財政赤字を是正すべきこと、需要と技術変化に對した産業とサービスの發展を図るべきことなどが合意されたことは、今後の世界經濟にとって画期的な合意であると評価するものであります。(拍手)

第二に、貿易の分野においては、保護主義に對する巻き返しの決意を再確認するとともに、ニューラウンドの重要性並びにこれがための速やかな準備開始の必要性につき、最高レベルでの合意形成を強調した次第であります。貿易の自由化を一層進める上でその必要性が確認され、速やかな準備開始へ努力すべきことが確認されましたことは意義深いものがあると考えております。(拍手) 本来ニューラウンドに関する諸般の決定は、ガット全加盟國が行うこととありますが、今次サミットにおいて、できる限り速やかにその目的、取り組み方及び開始時期につき決定を行うべく、ガット加盟國において協議を行うとの方針が決定されました。これは、これまでの合意よりさらに一歩進んで、ニューラウンド開始に向けて新しい推進力を与えるものと確信する次第であります。私は、サミット諸國のみならず、開發途上國との對話を一層深め、貿易の自由化に向けて努力してまいりたいと考えておる次第であります。

第三に、開發途上國との關係の問題であります。私は、南の繁榮なくして北の繁榮はあり得ないことを確信するものでありますが、今次サミットにおいては、我々先進諸國と開發途上國との關係につき活発な議論が展開され、善意と協力の精神でこれを促進していくとの共通の政治的意思が再確認されたのであります。なかんずく、累積債務問題については、開發途上國の懸念にも留意し、債務國の政治的、經濟的困難にも配慮していることを指摘しつつ、國際通貨基金の役割を評価し、また直接投資等債務國への資金の流れを確保することの重要性につき意見の一致を見たのであります。いずれにしても、累積債務問題について積極的に取り組んでいくとの共通の姿勢が表明され、先進諸國においては開發途上國の輸出に對しその市場を一層開放することが必要であり、また、國際的な高金利の是正が開發途上國經濟の健全化に必要であるとの認識で一致いたしました。私は、今次サミット直前に多くの開發途上國から我が國に寄せられた要請をも念頭に置きつつ、開發途上國との關係に関する我が國の見解を表明した次第であります。

經濟問題については、以上の三点が今次サミットにおける重要事項であったと考えておりますが、右のほか、國際通貨問題、沿岸情勢との関連

昭和五十九年六月十五日 衆議院會議録第二十九号 中曾根内閣総理大臣の帰国報告についての発言

湖沼水質保全特別措置法案

九二四

における国際石油情勢、科学技術、環境問題等についての意見交換が行われたことを付言いたします。

次に、政治問題についての成果を御報告申し上げます。

サミットは本来経済問題についての意見交換の場であることは申し上げるまでもありませんが、この機会に我々先進諸国が直面する当面の政治問題についての意見交換が行われることは、経済政策の基礎となる政治的役割からして極めて自然なものと考えております。私は、今次サミットにおける政治問題の討議においては、経済繁栄の基礎となる平和の達成という見地から我が国の主張を強く展開した次第であります。今回は十四日のサミットであり、一つの節目を迎えたこともあり、サミット参加国が共有する民主主義的価値を再確認した宣言が採択されたのであります。私は、これらの価値の中で、平和の価値が大きく重視されるべきこと、また、その達成のために単に東西関係のみならず全世界的規模での対話の必要性を発言し、また国際紛争解決のための武力の不行使の宣明、非同盟諸国との関係の重視等の見解を述べたのであります。これはこの宣言の中で生かされることになった次第であります。(拍手)

東西関係及び軍備管理に関する宣言につきましても、現下の東西関係にかんがみ、この宣言が採択されたことは時宜を得たものであり、これは西側諸国の平和への意欲を強く表明したものであり、ソ連が軍備管理交渉に一日も早く復帰することとを呼びかけているものでもあります。私は、西側諸国の真摯なる対話の呼びかけがソ連初め東側諸国により正当に評価されることを期待してやまないものであります。(拍手)

イラン・イラク紛争の激化については、サミット参加国は一概に憂慮の念を持って見守っているところであり、イラン、イラク双方と友好関係にある我が国の特殊な地位とこれまでの外交努力にかんがみ、本問題についての私及び安倍外

務大臣の発言には各国とも熱心に耳を傾けたところであります。イラン、イラク両国との対話及び各国との情報交換等を通じ和平実現のための環境づくりに貢献するという我が国の意図を各首脳ともよく理解したと考えております。本件紛争解決のためにサミット諸国が一層の努力を払うことにつき意見の一致を見たことは時宜になつたことであり、この関連で最近国連事務総長による和平への努力が前進しつつあることをこの機会に評価したいと思っております。

国際テロリズムに関しては、アジアにおいてもラングレン事件といった出来事もあり、かかるテロリズムに対してはサミット諸国が断固として闘わなければならないとの見地から我が国の立場を主張いたしました。本件につき今後ともサミット諸国が一層の協力を図るべきことの合意が達成されたことを評価する次第であります。

以上、今次サミットの成果の概要につき御報告申し上げます。昨年のウィリアムズバーク・サミットに引き続き今回のロンドン・サミットに出席し、我が国の地位が一段と高まったことを痛感するとともに、我が国に課せられた責任の重さを改めて認識した次第であります。(拍手)特に我が国の最近の経済力、技術力の急速な強化充実及び太平洋地域の経済力の上昇にかんがみ、西欧及び世界の一部からは多少警戒の懸念も生まれつつある折から、私は全世界との協調と共栄を強く訴えるとともに慎重に対処した次第であります。私は、以上の次第を国会を通じて国民の皆様へ御報告申し上げます。我が国独自の立場から世界の平和と繁栄に引き続き貢献していく決意を表明する次第であります。(拍手)

次いで、六月十日から十二日まで、私は英国を公式訪問いたしました。

英国は、長い歴史を持つ西欧の主要国であり、国際社会において高い地位と影響力を保持しております。我が国との関係については、両国は伝統的な友好関係にありますが、さらに世界の平和と

安定を追求し、各国との協調、軍縮及び世界経済の活性化を図るとの両国共通の関心を踏まえ、近年政府、民間両レベルの交流が急激に活発化しております。今次訪問では、サッチャー首相と会談を行い、浩宮殿下が御修学中のオックスフォード大学を訪問し、また、国際戦略問題研究所において講演を行いました。このような日英両国間の相互理解を深め、一層の関係強化を図る点で大きな意義を有する訪問であったと思っております。

サッチャー首相との会談では、日英政治経済関係の一層の緊密化に合意し、このため、二〇〇〇年グループ日英対話構想の推進と両国政府間の協議、情報交換の強化に合意いたしました。また、産業協力を一層促進することで意見が一致いたしました。

国際戦略問題研究所における講演では、私は世界の平和と繁栄を図っていくために日本と自由世界がとるべき選択について所信を述べ、日米欧三極の連携とともにアジア・太平洋地域の一員として世界の協力と核軍縮、対話による紛争の解決、そして世界経済活性化と開発途上国への協力等の必要性を強調いたしました。

私は、今次訪問を通じて、英国と我が国との相互理解及び友好協力関係を一層促進することを希望しておりましたが、この所期の目的は十分達成できたものと確信いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第一 湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出)

○議長(福永健司君) 日程第一、湖沼水質保全特別措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長長竹内繁一君。

湖沼水質保全特別措置法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔竹内繁一君登壇〕

○竹内繁一君 ただいま議題となりました湖沼水質保全特別措置法案につきまして、環境委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における湖沼の水質汚濁の状況にかんがみ、湖沼の水質の保全を図るため特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

まず第一に、国は、湖沼の水質の保全に関する基本構想等を内容とする湖沼水質保全基本方針を定めることとしております。

第二に、内閣総理大臣は、水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要がある湖沼を指定湖沼として、指定湖沼の水質の汚濁に係る地域を指定地域として定めることとしております。

第三に、都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼ごとに、湖沼の水質の保全に関する方針及び下水道の整備等湖沼の水質の保全に資する事業に関する内容とする湖沼水質保全計画を定めることとしております。

第四は、指定湖沼の水質の保全に関する特別措置についてであります。まず、指定地域内の工場または事業場について、排出水に関する汚濁負荷量の規制基準を定め、湖沼特定施設の新増設に係る排出水がこの規制基準に適合しないことを命ずることができるといたしております。

また、指定施設の構造または使用の方法の基準の遵守及び汚濁負荷量の総量の削減等についても規定を設けております。

本案は、去る三月二十七日内閣から提出され、四月十九日日本会議において趣旨説明及びこれに対する質疑が行われた後、同日本委員会に付託され

ました。

本委員会においては、五月八日に上田環境庁長官から提案理由の説明を聴取し、十一日から審査に入り、十八日質疑を終了いたしましたところ、日本共産党・革新共同から修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福永健司君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福永健司君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
國務大臣 上田 稔君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る五月二十三日、本院は、国会の会期を八月八日まで七十七日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る一日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参総第八九号

昭和五十九年六月一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福永 健司殿
私は、来る六月六日(水)午後二時羽田空港出発、六月十三日(水)午前十一時二十五分同空港着帰国の予定で、連合王国を訪問いたしますので、御通知いたします。

(政府委員退任)

一、去る五日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、第一百一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
通商産業大臣官房 通商産業大臣官房
会計課長 山本 雅司 昭五九・五・三

資源エネ ルギー庁 村田 文男 (退職) 昭五九・五・六

石炭部長

(政府委員承継)

一、去る五日、福永議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第一百一回国会政府委員に任命することを承認した。

通商産業大臣官房会計課長 緒方謙二郎
資源エネ ルギー庁石炭部長 榎山 博昭

(政府委員任命)

一、去る五日、中曾根内閣総理大臣から福永議長あて、五日議長において承認した緒方謙二郎外一名を、同日第一百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

桜井 新君

補欠

大島 理森君

田中 直紀君

大島 理森君

渡辺 秀央君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

田中 直紀君

渡辺 秀央君

(答弁書受領)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員辻第一君提出保育問題に関する質問に対する答弁書

保育問題に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十九年五月三十一日
提出者 辻 第一

衆議院議長 福永 健司殿
保育問題に関する質問主意書
近年、働く婦人の増加の中で、保育、保育所に対する各種の要求が増加し、ますます切実化、多様化の一途をたどっている。厚生省は、「国連婦人の十年」国内行動計画後期重点目標にも「育児等に関する環境の整備」を掲げ、また、今国会における委員会答弁等でも予算や施策の改善を図ってきたとしている。

しかしなお、父母からは高い保育料や保育時間、保育内容など、地方自治体からは低い保育単価、保母配置基準など、民間保育園関係者からは低い補助金、公私格差など、関係者それぞれから種々の問題点や要求が出されている。

これらの諸要求はそれぞれの立場から出されているものであるが、この根底には、国の保育政策、保育行政、保育予算の不十分さが存在している。

従つて次の事項について質問する。
一 保育所運営費について
1 国の保育所運営に対する補助金について、市町村、保育園関係者、保護者等はこぞつてその単価が実態と大きく乖離していると指摘している。

その最大のものは、措置費の八十数パーセントを占める人件費であり、「保育単価のうち特に人件費の基準が低いので市の超過負担の大きな要因となっている。よつて保育単価の大幅な引き上げをされたい」(大和高田市は

昭和五十九年六月十五日 衆議院會議録第二十九号 朗読を省略した議長報告

かとの要求が強い。

措置費の中の人件費の等級号俸が、職員の数増加の中で現状に適合なくなり、この格付の低さが、給与水準の国基準並みとした場合でさえ、措置費中の人件費で職員給与を賄い切れない状態となつてゐることが、乖離の一つの大きな要因となつてゐる。政府はこのことについてどのように考へてゐるのか。

2 この現行の単価の定め方について、「動続年数の増加に伴う昇給を事実上認めない一律の人件費算定はおかしい」との関係者の指摘がある。この点についての政府の考へ方はどうか。

3 その他の費目についても、例えば被服費は昭和二十八年以来改定がなく、一月月額五十円で据置かれてゐること。また、通勤費は月額千九百三十三円であるが、バスや鉄道の一区間分にもならず、一例を挙げると、奈良市内の一民間保育園では通勤費が一人平均月額六千円であり、千九百三十三円ではあまりにも実態とかけ離れてゐる。

これらの是正が必要だと考へるが、政府に改善の意思があるかどうか。

4 本年度についても政府は一定の是正措置を講じたとしているが、それでもなお実態との乖離が解消されてゐない。政府は引き続き改善に取り組む意思があるか。

二 職員の配置基準について

1 ○一歳児では子ども六人に保育一人など現行の職員配置基準について、児童の健全な成長、発育の向上ときめ細い保育を推進するためには改善が必要との意見は、関係者の一致した意見である。現に、奈良県では〇歳児について子ども五人に対し保育一人、東京都では〇歳児について子ども三人に保育一人、一歳児について子ども五人に保育一人など、地方自治体の負担で保育一人当たりの受け持

ち児童数を緩和してゐる。国においても職員配置基準の改善を図るべきであると思うがどうか。

2 職員配置基準は、保育内容とともに職員の健康問題にも大きなかわりがある。例えば、奈良市のある保育所の場合、十五人の保育中五人が頸肩腕症や腰痛を訴えた例があつた。ことに乳児の過大な受け持ち数が保育の健康を損なつてゐる。現に厚生省においても乳児保育特例措置で一定の条件のもと三対一の配置を認めてゐる。これを乳児全体に拡大する等、乳児に対する職員配置基準の改善は急務ではないか。

三 民間保育園対策について

1 特に民間保育園ではその経営が極めて深刻な事態に直面しており、保育園長は、良い保育をしたいとの願いと園の経営で頭をいためてゐるのが実情である。民間保育園では、保育所の運営に要する経費を措置費や自治体の補助金によつて賄つてゐるが、措置費一人当たりの金額をみると、月額で民間保育園四万五千九百三十三円、公立保育所六万九千二百五十二円、奈良市の昭和五十七年度決算と大きな公私格差がある。民間保育園関係者はこぞつて公私格差是正を強く要求してゐる。政府の見解及び改善策はどうか。

2 保育内容をより良くするための研修は公私を問わず不可欠のものである。民間保育園においては特に運営経費を措置費に頼つてゐることはさきにも触れたとおりであるが、措置費に含まれる研修費の金額が重大問題である。措置費の中の研修費は三年間据置かれたままの年一人三千四十円である。ある民間保育園長は「保育におおきに研修の機会を与え、良い保育をしてもらいたいが予算がなく……」と述べてゐる。研修を積極的に行つてゐるある民間保育園では、「年平均一人の職員に約十回の研修の場を与えてゐるが措置

費の中の研修費では、実際にかかる費用の十分の一にしかならず、交通費でさえまかなえない」実態である。このような研修費の実態について政府はどう考へてゐるのか。また、改善の意思があるか、どうか。

3 民間保育園関係者に、民間保育園と市町村の間の措置委託契約を促進してほしいとの要望があるが、これについての政府の見解はどうか。

四 無認可保育園対策について

事業所内保育所については事業所内保育施設等助成事業による補助金が出されてゐるが、事業主が設置してゐるものに限られ、事業所内で父母が共同運営形式で設置してゐる施設は補助対象となつてゐない。いわゆる無認可保育所については、地方公共団体が単費により補助金を出してゐる例があるが、事業所内無認可保育所の場合、受益者との関係もあり、地方公共団体の補助金を受けるにも障害が少なくない。

事業所内保育所の果たす役割からして、父母が共同で設置してゐる事業所内保育所についても、その設置、運営形式にかかわらず、事業所内保育所として機能してゐるものについては補助対象とするよう制度を改善すべきではないか。

五 保育所施設設備費について

1 「定員増を伴わない施設の改築に補助金が出ないの改築の支障になつてゐる」との自治体関係者の指摘があるが、保育内容の変化に対応して施設の整備を行うことは必要なことであり、これを補助対象とすることは当然のことである。政府の見解はどうか。

2 老朽改築等について、関係自治体から点数制が厳しすぎるので、基準点数に達していなくてもケースバイケースで認めるべきとの要望がある。政府はこの点を十分考慮して対応すべきではないか。

九二六

六 保育料問題等について

1 保育料問題については、今国会においても種々質疑がされてきたところであるが、国の保育料徴収基準が年々引き上げられ、かつ、この間の所得減税のみおくり等の中で保育料負担がますます重くなつてゐる。この結果、保育所措置費に占める国の負担割合は昭和五十一年の五二パーセントをピークとして、昭和五十七年には四〇・八パーセントに低下する一方、父母負担は昭和五十一年の三五パーセントから昭和五十七年には四九パーセントと高まり、受益者負担率がますます高まる一方である。この結果、父母の所得に対する保育料支出は収入の一五・一六パーセント(大和高田市での調査結果)にもなり、家計の圧迫要因となつてゐる。こうした中で、父母の保育料負担を軽減してほしいとの切実な要求にもかかわらず、政府が毎年保育料徴収基準を引き上げてゐるのは極めて遺憾である。政府は保育料負担軽減を求める国民の声を傾けるべきではないか。

2 昭和五十三年から昭和五十八年の五年間を見ると生活困難層ともいふべきC階層の保育料上昇率が五〇・七五パーセントという大幅な上昇率となつてゐる。このことは福祉の理念にも反するものである。こうした形の値上げは行ふべきではないと思ふがどうか。

3 以上のような高額な保育料の一方で、〇歳児保育の問題、保育時間の問題等不十分な保育体制の改善が遅れてゐる。このため、奈良県教職員組合婦人部の調査によると、子どもを平日は親もとにあずけつたばなしで、土、日だけ一緒に暮らすとか、保育所のある地域に居住を移さざるを得なかつたために通勤に片道二時間以上もかかるとか、乳児保育所のある自治体に転勤希望が集中した結果、学校によつては教員の平均年齢が二十七歳となつてしまつたなど深刻な状況さえ生まれてゐる。

親の労働実態に対応した保育体制の拡充が急務だが、政府の考えはどうか。
右質問する。

内閣衆質一〇一第一八号
昭和五十九年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河本 敏夫

衆議院議長 福永 健司殿
衆議院議員辻第一君提出保育問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻第一君提出保育問題に関する質問に対する答弁書

一について

1 保育所の人件費については、従来から、施設の実態、職務内容に応じ、国家公務員並の給与水準が確保されるようその改善に努めている。

2 人件費の算定については、職員の配置基準に基づき、全国における施設の職員の学歴、経験年数等の実態を勘案して行っているものである。

3 職員被服費、通勤手当等については、国家公務員に準じて必要な措置を講じてきている。

4 保育所運営費については、従来から、その改善に努めているところであるが、今後とも所要の措置を講じてまいりたい。

二について

保育所の保育の配置基準については、専門家の意見を参考にしつつ設定してきている。

なお、乳児保育については、従来から、特別対策を講じてきているところである。

三について

1 保育所に入所した児童一人当たりの措置費については、最低基準を維持する費用として公立・私立を問わず同一の保育単価により支

弁しているところであるが、民間施設に対しては、このほかに民間施設給与等改善費を支弁しているところである。

2 保育の処遇技術の向上等を図るため、国、地方公共団体及び関係団体による各種の研修が実施されており、措置費においても職員研修費として、職員一人当たり年二回分を計上している。

3 市町村長から民間保育所への保育の委託は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に基づきものである。

四について

事業主の設置している保育所に対する助成事業は、児童手当制度に提出を行っている厚生年金保険等の適用事業所の事業主に還元するためのものであり、父母の設置する保育所について助成を行うことは考えていない。

五について

保育所の改善については、老朽度等その実態を十分踏まえ、必要に応じ、国庫補助の対象としている。

六について

1 保育料については、児童福祉法に基づき、本人又はその扶養義務者から保育に要する費用の全額を徴収することを原則とし、扶養義務者に負担させることが困難であると認められる低所得世帯等については、その全部又は一部を市町村が代わって負担することとしている。

2 いわゆるC階層世帯の保育料については、主として、児童の飲食物費等の一般生活費に相当する額を保護者から徴収することとしている。

3 保育所への入所措置については、市町村長が行うこととされており、地域の実情、保護者の就労状況等に即応した保育体制が確保されるよう配慮されている。

右答弁する。

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小沢貞孝君提出いね、いねわら、もみ及びもみがらの輸入に関する質問に対する答弁書

いね、いねわら、もみ及びもみがらの輸入に関する質問主意書
右の質問主意書提出する。
昭和五十九年六月五日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 福永 健司殿

いね、いねわら、もみ及びもみがらの輸入に関する質問主意書

植物防疫法第七条(輸入の禁止)に基づき、同法施行規則第九条の別表一の中で、いね、いねわら、もみ及びもみがらの輸入については、朝鮮半島及び台湾を除く諸外国から発送又は經由したものは輸入が禁止されている。

現在、世界的に注目されているハイブリット種の実用化等、同法が制定された時と国際情勢は大きく異なっている。

従つて次の事項について質問する。

一 植物防疫法施行規則第九条の別表一で、いね、いねわら、もみ及びもみがらの輸入禁止について、朝鮮半島及び台湾が例外地域になつて

いるが、根拠は何か。

二 戦後間もない昭和二十五年に制定された植物防疫法施行規則が、約三十五年経過する現在、朝鮮半島及び台湾において植物防疫上の変化が考えられ、この地域から発送又は經由するものについても輸入禁止とすべきだと考えるがどうか。
右質問する。

内閣衆質一〇一第一九号
昭和五十九年六月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河本 敏夫

衆議院議長 福永 健司殿
衆議院議員小沢貞孝君提出いね、いねわら、もみ及びもみがらの輸入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢貞孝君提出いね、いねわら、もみ及びもみがらの輸入に関する質問に対する答弁書

一について

朝鮮半島及び台湾の病菌害虫相からみて、我が国に産しない各種の病菌害虫が、いね、いねわら、もみ及びもみがらに付着して侵入するおそれがないからである。

二について

朝鮮半島及び台湾における重要な病菌害虫の発生状況については、常に情報の収集を行つて

いるところであり、現時点において輸入禁止とする必要はないものと考えている。

右答弁する。

湖沼水質保全特別措置法案

右
国会に提出する。

昭和五十九年三月二十七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

湖沼水質保全特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 指定湖沼の水質の保全に関する計画等(第三条・第六条)

第三章 指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置(第七條・第二十五條)

第四章 雑則(第二十六條・第三十二條)

昭和五十九年六月十五日 衆議院會議録第二十九号 湖沼水質保全特別措置法案及び同報告書

第五章 罰則(第三十三条—第三十八条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に關し実施すべき施策に關する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もつて国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(湖沼水質保全基本方針)

第二条 国は、湖沼の水質の保全を図るための基本方針(以下「湖沼水質保全基本方針」という。)を定めなければならない。

2 湖沼水質保全基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼の水質の保全に關する基本構想

二 第四条第一項の湖沼水質保全計画の策定その他の指定湖沼の水質の保全のための施策に關する基本的な事項

三 前三号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全に關する重要事項

3 湖沼水質保全基本方針は、湖沼が健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の国民がその恵沢を享受することができるように、湖沼の有する治水、利水、水産その他の公益的機能に十分配慮しつつ、湖沼の特性及び汚濁原因に応じた均衡ある水質保全対策を適切に講ずることを基本理念として定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、湖沼水質保全基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、湖沼水質保全基本

本方針を公表しなければならない。

6 前二項の規定は、湖沼水質保全基本方針の変更について準用する。

第二章 指定湖沼の水質の保全に關する計画等

(指定湖沼及び指定地域)

第三条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(第二十三条第一項において「水質環境基準」という。)が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれがある湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に關する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、指定湖沼の水質の汚濁に關係があると認められる地域を指定地域として指定するものとする。

3 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定しようとするときは、前項の地域を管轄する都道府県知事(指定湖沼の指定については、第一項の申出をした都道府県知事を除く。)の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣が指定湖沼又は指定地域の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

6 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定するときは、その旨を官報で公示しなければならない。

7 第一項(都道府県知事の申出に係る部分に限る。)及び第三項から前項までの規定は指定湖沼の指定の変更又は解除について、第三項から前項までの規定は指定地域の指定の変更又は解除

について準用する。

(湖沼水質保全計画)

第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、五年ごとに、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に關し実施すべき施策に關する計画(以下「湖沼水質保全計画」という。)を定めなければならない。

2 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、関係都府県知事は、その協議によつて湖沼水質保全計画を定めるものとする。

3 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼の水質の保全に關する方針

二 下水道及びし尿処理施設の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に關すること。

三 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に關すること。

四 前三号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全のために必要な措置に關すること。

4 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画に定められる事業を実施する者(国を除く。)及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。以下同じ。)に協議するとともに、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

6 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係市町村長に送付するとともに、公表しなければならない。

7 前三項の規定は、湖沼水質保全計画の変更について準用する。

(事業の実施)

第五条 湖沼水質保全計画に定められた事業は、当該事業に關する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(湖沼水質保全計画の達成の推進)

第六条 国及び地方公共団体は、湖沼水質保全計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 指定湖沼の水質の保全に關する特別の措置

(規制基準の設定)

第七条 都道府県知事は、指定地域にあつては、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(第十四条の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む。第十五条第一項、第二十四条及び第三十二条において同じ。)で政令で定める施設以外のもの(以下「湖沼特定施設」という。)を設置する指定地域内の工場又は事業場で政令で定める規模以上のもの(以下「湖沼特定事業場」という。)から公共用水域(同法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出される水(以下「排出水」という。)の汚濁負荷量(同法第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の項目で指定湖沼ごとに政令で定めるもので表示した汚濁負荷量をいう。次項、次条及び第十条において同じ。)について、湖沼水質保全計画に基づき、総理府令で定めるところにより、指定湖沼の水質を保全するための規制基準を定めなければならない。

2 前項の規制基準は、湖沼特定事業場につき当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。

3 都道府県知事は、第一項の規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。

(湖沼特定事業場に係る計画変更命令等の特例)
 第八条 都道府県知事は、湖沼特定施設について水質汚濁防止法第五条又は第七条(第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)の規定による届出があつた場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場(工場又は事業場で、当該湖沼特定施設が設置又は構造等の変更により新たに湖沼特定事業場となるものを含む)について、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が前条第一項の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該湖沼特定事業場の設置者に対し、当該湖沼特定事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることが出来る。

(規制基準の遵守義務)
 第九条 湖沼特定事業場の設置者は、当該湖沼特定事業場に係る第七条第一項の規制基準を遵守しなければならない。

(湖沼特定事業場に係る改善命令等の特例)
 第十条 都道府県知事は、その汚濁負荷量が第七条第一項の規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る湖沼特定事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該湖沼特定事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることが出来る。

(適用除外等)
 第十一条 前三条の規定は、第七条第一項の規制基準の適用の際に指定地域において湖沼特定施設を設置している者(設置の工事をしている者及び水質汚濁防止法第五条の規定による届出であつて設置の工事に着手していないものを含む。)の当該湖沼特定施設を設置する湖沼特定事業場については、適用しない。ただし、当該規制基準の適用の日以後に、当該湖沼特定施設に

ついてその者が同法第五条第四号から第八号まで(第十四条の規定により適用される場合を含む。)に掲げる事項の変更(その日前に同法第七条の規定による届出その他の政令で定める変更に係る手続が行われた変更及び総理府令で定める軽微な変更を除く。)をしたとき、及び当該湖沼特定事業場についてその者が当該湖沼特定施設以外の湖沼特定施設の設置をしたときは、この限りでない。

2 湖沼特定事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者は、第八条、前条及び前項の規定の適用については、当該湖沼特定事業場の設置者の地位を承継する。

第十二条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八条第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である湖沼特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者に関しては当該鉱山について、電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二条第七項に規定する電気工作物又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第三条第十四号に規定する廃油処理施設である湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者に関しては当該湖沼特定施設について、第八条及び第十条の規定を適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる。

2 都道府県知事は、前項に規定する湖沼特定施設に係る排出水に起因する指定湖沼の水質の汚濁により生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、前項に規定する法律に基づき権限を有する国の行政機関の長に対し、第八条又は第十条の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあつては、第八条の規定に相当する同法の規定)による措置を採るべきことを要請することが出来る。

3 水質汚濁防止法第二十三条第五項の規定は、前項の規定による要請について準用する。

(水質汚濁防止法の適用関係)
 第十三条 指定地域における水質汚濁防止法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律(湖沼水質保全特別措置法第七条から第十条までの規定を含む。)」とする。

(みなし特定施設に係る排出水の排出の規制等)
 第十四条 指定地域においては、湖沼の水質にとつて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設について、これを同項に規定する特定施設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第六条第一項及び第十二条第二項中「なつた際」とあるのは「なつた際又は一の地域が湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域となつた際」と、「なつた日」とあるのは「なつた日又は当該地域が同項の指定地域となつた日」と、同項中「六月間」とあるのは「一年間」と、「一年間」とあるのは「三年間」と、同法第十三条第四項中「第二条第二項」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条」と、「政令又は」とあるのは「政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更」とする。

(指定施設の設置の届出)
 第十五条 指定地域において、水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目に関し湖沼の水質の汚濁の原因となる物を発生し、及び公共用水域に排出する施設(同項に規定する特定施設であるものを除く。)であつて、湖沼の水質保全上同法第三条第一項又は第三項の排水基準による規制により難いものとして政令で定めるもの(以下「指定施設」という。)を設置しようとする者は、総理府令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、当該指定施設の設置について河川

法第二十六条の規定による河川管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 指定施設の所在地
 三 指定施設の種類
 四 指定施設の構造
 五 指定施設の使用の方法
 六 その他総理府令で定める事項

2 河川管理者は、前項ただし書の許可をしたときは、その旨を都道府県知事に通報するものとする。

(経過措置)
 第十六条 一の施設が指定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。)又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定施設を設置している者は、当該施設が指定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(指定施設の構造等の変更の届出)
 第十七条 第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者第十五条第二項(前条第二項)において準用する場合を含む。)の通報に係る者を含む。次条第一項において同じ。は、第十五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 前項に規定する者は、第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都

昭和五十九年六月十五日 衆議院會議録第二十九号 湖沼水質保全特別措置法案及び同報告書

道府県知事に届け出なければならない。

3 第十五条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

(承継)

第十八条 水質汚濁防止法第十一条及び第二項の規定は、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者の地位の承継について準用する。

2 前項において準用する水質汚濁防止法第十一条第一項又は第二項の規定により前項に規定する者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、河川法第三十三条第三項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

3 第十五条第二項の規定は、前項ただし書に規定する場合について準用する。

(基準遵守義務)

第十九条 指定地域において指定施設を設置している者は、当該指定施設について、総理府令で定めるところにより都道府県知事が定める構造及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

2 第七条第三項の規定は、前項の基準について準用する。

(改善勧告及び改善命令)

第二十条 都道府県知事は、指定地域において指定施設を設置している者が前条第一項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。

3 前二項の規定は、前条第一項の基準の適用の

際現に指定地域において指定施設を設置している者(設置の工事をしていない者及び第十五条第一項の規定による届出その他の政令で定める設置に係る手続をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む)に係る当該指定施設については、当該基準の適用の日から一年間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間)は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及び当該基準の適用の日以後当該施設についてその者が第十五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更(その日前に第十七条第一項の規定による届出その他の政令で定める変更に係る手続が行われた変更及び総理府令で定める軽微な変更を除く)をしたときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、小規模の事業者に対する第一項又は第二項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(報告及び検査)

第二十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定施設を設置している者に対し、指定施設の状態その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、その者の当該施設を設置する場所に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用指定施設)

第二十二条 前三条の規定は、湖沼特定施設であつて、指定施設に準ずるものとして政令で定め

るものについて準用する。この場合において、

第二十条第三項中「第十五条第一項の規定」とあるのは「水質汚濁防止法第五条の規定」と、「第十七条第一項の規定」とあるのは「同法第七条の規定」と読み替へるものとする。

(汚濁負荷量の総量の削減)

第二十三条 都道府県知事は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する指定湖沼であり、かつ、水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の排水基準及び第四条から前条までに規定する措置のみによつては水質環境基準の確保が困難であると認められる指定湖沼であつて政令で定めるもの(以下「総量削減指定湖沼」という。)における第七條第一項の政令で定める項目のうち政令で定める項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、総量削減指定湖沼に係る指定地域(以下「総量削減指定地域」という。)について、当該総量削減指定湖沼に係る湖沼水質保全計画において、当該項目で表示した汚濁負荷量(以下単に「汚濁負荷量」という。)の総量の削減に関する計画(以下「湖沼総量削減計画」という。)を定めるものとする。

2 湖沼総量削減計画においては、当該総量削減指定地域における削減の目標、目標年度、目標達成の方途その他汚濁負荷量の総量の削減に關し必要な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に關しては、水質汚濁防止法第四条の二第二項後段の例に準じて定めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する要件に該当すると認められる指定湖沼があるときは、同項の総量削減指定湖沼を定める政令の立案について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることが出来る。

4 内閣総理大臣は、第一項の総量削減指定湖沼を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、当該指定湖沼に係る指定地域を管

轄する都道府県知事(前項の申出をした都道府県知事を除く)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 第一項の規定により定められた湖沼総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減については、湖沼総量削減計画を水質汚濁防止法第四条の三に規定する総量削減計画とみなし、同法の規定(第十四条の規定により適用される同法の規定を含む)、同法第四条の二及び第四条の三の規定を除く。)を適用する。この場合において、同法中「指定地域」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域」と、同法第二十三条第三項中「特定施設」とあるのは「特定施設(湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により特定施設とみなされる施設を含む。以下同じ。)」と、同法第六條第二項中「第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際」とあるのは「一の地域が湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域となつた際」と、「当該政令の施行の日」とあるのは「当該地域が総量削減指定地域となつた日」と、同法第十三條第四項中「第四条の二第一項の地域を定める政令又は」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条の四の施設を定める政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三條第二項の指定地域の指定若しくはその変更」と、同法第十六條第三項中「指定水域」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定湖沼」とする。

(指導等)

第二十四条 都道府県知事は、水質汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設又は指定施設を設置する者以外の者であつて、指定地域において同項第二号に規定する項目に關し汚水、廃液その他の湖沼の水質の汚濁の原因となる物を公

共用水域に排出するものに対し、湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(湖沼の自然環境の保護)

第二十五条 国及び地方公共団体は、この章に定める他の施策と相まって指定湖沼の水質の保全に資するよう緑地の保全その他湖沼の自然環境の保護に努めなければならない。

第四章 雑則

(助言その他の措置)

第二十六条 国は、地方公共団体が湖沼水質保全計画に基づく事業を円滑に実施することができるよう、当該地方公共団体に対し、助言その他必要な援助を行うように努めなければならない。

第二十七条 国は、事業者が行う指定湖沼の水質の汚濁の防止のための施設の整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(関係行政機関の協力等)

第二十八条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定湖沼の水質の保全に関し意見を述べることが出来る。

2 河川管理者、港湾管理者(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう)その他指定地域内の公共用水域の管理を行う者で政令で定めるものは、この法律の施行に關して当該公共用水域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、指定湖沼の水質の保全に關して意見を述べることが出来る。

(研究の推進等)

第二十九条 国は、湖沼の水質の保全に関する研究及び技術の開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、湖沼の水質の保全に關し、知識の普及を図るとともに、国民の協力を求めるように努めなければならない。

(経過措置)

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置及び経過措置に關する罰則を含む。)を定めることができる。

(事務の委任等)

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に屬する事務(第三条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第四条第一項、第七条第一項、第十九条第一項(第二十二條において準用する場合を含む。))並びに第二十三條第一項及び第三項に規定する事務を除く。)は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(条例との関係)

第三十二条 この法律の規定は、指定地域において、地方公共団体が、指定施設(第二十二條の政令で定める施設を含む。以下同じ。)について、水質汚濁防止法(第二條第二項第二号に規定する項目以外の項目に關し、及び指定施設以外の同号に規定する項目に關して湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設(同項に規定する特定施設であるものを除く。))について、その施設の構造又は使用の方法に關し、条例で

必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第五章 罰則

第三十三条 第八条又は第十条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第二十条第二項(第二十二條において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第十五条第一項又は第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条第一項(第二十二條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十三條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十八条 第十七条第二項又は第十八條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條並びに第三條第一項(都道府県知事の申出に係る部分に限る。)、第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の

一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)第五条の規定により海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律第三條第十一号の規定が同条第十四号に改められるまでの間は、第十二條第一項中「第三條第十四号」とあるのは、「第三條第十一号」と読み替へるものとする。

(水質汚濁防止法の一部改正)

8 水質汚濁防止法の一部を次のように改正する。

第四條の二第一項中「湖沼及び」を削る。

(環境庁設置法の一部改正)

4 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第十五号中「及び瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)」を、「瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)及び湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第 号)」に改める。

理由

湖沼における水質環境基準の達成の状況にかんがみ、湖沼の水質の保全を図るための基本方針を定め、水質環境基準の確保が緊要な湖沼を指定して水質の保全に關する計画を策定し、汚水、廃液その他その水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る規制を強化する等の特別の措置を講ずることにより、湖沼の水質の保全を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的
 本案は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に關する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を

議じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 湖沼水質保全基本方針

国は、湖沼の水質の保全に関する基本構想及び湖沼水質保全計画の策定その他指定湖沼の水質の保全のための施策に関する基本的な事項等を内容とする湖沼水質保全基本方針を定めなければならないものとする。

2 指定湖沼及び指定地域の指定

内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれがある湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があるものを指定湖沼として、指定湖沼の水質の汚濁に係る地域を指定地域として定めるものとする。

3 湖沼水質保全計画

(1) 都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、五年ごとに、指定湖沼について、湖沼の水質の保全に関する方針、下水道の整備その他の湖沼の水質の保全に資する事業に関する内容及び湖沼の水質の保全のための規制に関する内容とを内容とする湖沼水質保全計画を定めなければならないものとする。

(2) 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、関係市町村長等の意見を聴き、かつ、当該湖沼を管理する河川管理者に協議するとともに、内閣総理大臣の同意を得なければならないものとする。

4 指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置

(1) 湖沼特定事業場に係る排出水の排出の規制
都道府県知事は、湖沼特定施設（水質汚

濁防止法の特定施設及び(2)のみなし特定施設をいう。)を設置する工場又は事業場からの排出水の汚濁負荷量（化学的酸素要求量の）について規制基準を定め、指定地域において湖沼特定施設の新増設の届出があつた場合において排出水がこの規制基準に適合しないとき認めるときは、汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを、また、これらの工場等がこの規制基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、これらの必要な措置を採るべきことを命ずることができるものとする。

(2) みなし特定施設に係る排出水の排出の規制
指定地域においては、湖沼の水質にとつて生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する一定の施設について、水質汚濁防止法の特定施設とみなし、同法の規定を適用するものとする。

(3) 指定施設の設置の届出等

指定施設（排出基準による規制により難いものとして定められる一定の施設をいう。）を設置しようとする者等について届出の制度を設けるとともに、都道府県知事は、その者が都道府県知事が定める指定施設の構造又は使用の方法の基準を遵守していないとき認めるときは、その者に対し当該指定施設の構造又は使用の方法の改善の勧告を、その者が勧告に従わないときは、命令をすることができるものとする。

(4) 準用指定施設

湖沼特定施設であつて指定施設に準ずる一定の施設については、指定施設の構造又は使用の方法の基準遵守義務等の規定を準

用するものとする。

(5) 汚濁負荷量の総量の削減
人口及び産業の集中等により、生活又は産業活動に伴い排出された水が大量に流入し、排水規制等によつては水質環境基準の確保が困難であると認められる指定湖沼については、汚濁負荷量の総量を削減するための措置を講ずるものとする。

(6) 湖沼の自然環境の保護

国及び地方公共団体は、以上の施策と相まつて指定湖沼の水質の保全に資するよう緑地の保全その他湖沼の自然環境の保護に努めなければならないものとする。

5 その他

その他湖沼の水質の保全を図るために必要な指導、国の援助、研究及び技術の開発の推進等について所要の規定を設けるものとする。

6 施行期日

この法律は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、湖沼水質保全基本方針を定める規定等は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

近年における湖沼の水質汚濁の状況にかんがみ、湖沼の水質の保全を図らうとする本案の措置は要当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党・革新共同藤田スミ君より修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対して別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十九年五月十八日

衆議院議長 福永 健司殿 環境委員長 竹内 黎一

〔別紙〕

湖沼水質保全特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつて、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 湖沼水質保全基本方針の策定に当たつては、湖沼の水質及びその周辺の自然的環境を一体のものとして保全することの重要性に十分配慮すること。

二 指定湖沼の指定に当たつては、都道府県知事の意向を十分尊重し、適切に指定が行われるよう配慮すること。

三 湖沼水質保全計画の実施に当たつては、下水道、し尿処理施設、農業集落排水施設等生活排水処理施設の整備その他の湖沼の水質の保全に資する事業が円滑に実施されるよう、指定地域に対する重点配分等財政的援助を強化すること。

四 湖沼の富栄養化防止対策を推進するため、速やかに、リン、窒素の環境基準のあてはめ及び排水基準の設定を行うこと。

五 湖沼の生態系の把握、淡水赤潮及びアオコ等の発生機構の究明等に関する調査研究を推進すること。

六 湖沼が主要な水道水源となつてゐる実情にかんがみ、医学、生物学部門を含めた総合的な調査研究体制を確立すること。

七 湖沼周辺の自然環境保全を図るため、現行関係法令等諸制度を積極的に活用するとともに、必要に応じて施策の拡充強化に努めること。

八 湖沼周辺地域の都市計画及び埋立・干拓については、乱開発を防止し、自然環境及び景観との調和に留意した計画を策定し、実施すること。

衆議院會議録第二十四号中正誤

八〇 段 行 誤 正

八〇 三 末 電電公社 電電会社

八〇 四 三 規定 想定

八二 四 一 自治 自給
八三 一 自〇
至二〇
(各行頭を一字
下げる)

衆議院會議録第二十六号中正誤

八〇 段 行 誤 正

八二 二 三 母子家庭 母子家庭

昭和五十九年六月十五日 衆議院會議録第二十九号

昭和五十九年六月十五日 衆議院會議録第二十九号

九三四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五二二二(大代)

一定価一
〇円部